

欧州意匠規則

• Article 4-2 and 4-3 (第4条 保護要件)

要望事項： 削除要望

要望理由： 欧州連合意匠理事会規則4条2項・3項によって「複合製品 (Complex Product)」に該当する場合は、意匠として保護を受けるためには通常使用時の視認性が求められ、さらに改正法案20a条において修理には権利が及ばないことが定められている。

部品などにおいてもそれ自体として取引がされるような場合には当然に意匠保護がされるべきものであり、完成品に組み込まれた状態での視認性を求めるのは妥当ではない。

電気製品について、仮に電気シェーバーの内刃、空気清浄機やエアコンのフィルターといったものについてまで本条項が適用されるとすると、着脱時の手がかり形状など使い勝手を左右する部分や性能を担保する上で重要な部分の形状について、商品販売戦略上の差別化ポイントとして多くの投資をして開発したにもかかわらず、それが第三者にそのまま使われてしまうことになり、「技術革新並びに新製品の開発及びそれに係る生産投資を奨励する」とする法目的に適わないものとなる。こうした取り換え部品は、本体への接続部を除き、形状は自由に創作できるものであり、意匠保護をしたとしても、域内での競争や技術革新を阻むものではない。また、意匠保護をすることで、品質が劣る模倣品から消費者を守ることもつながる。

さらに、各種機器に使用されるモーターなどの電子部品については、たとえ、最終的に機械等に組み込まれて視認できなくなるとしても、その部品が単体で流通し、取引者が視認できる限りにおいては、1つの製品として意匠的に保護されるべきものと理解する。技術開発の成果としての形状を意匠で保護することで、様々な選択肢がある中から、より良い形状の製品を開発する競争を促進するだけでなく、権利行使を容易にして、各国で流通しビジネスユーザーや消費者に被害を出している模倣品を排除する意義がある。なお、技術的機能のみによって決定付けられる特徴については意匠保護が与えられないのであり、これにより技術革新などが阻害される懸念は少ない。

• Article 19-2(d) (第19条 EU意匠によって付与される権利)

要望事項： 修正要望

• "medium or software" ⇒ "medium, software, or data"

• "creating, downloading, copying and sharing or distributing to others"

⇒ "creating, downloading, copying, sharing or distributing to others, and making available for transmission"

要望理由： 産業の様々な分野で3D印刷技術の利用が拡大しており、その結果、意匠権者が保護された意匠の違法な複製を効果的に防止することが困難になっている。その点において、本条項の改正は我々にとって歓迎すべきものである。

しかし、3D印刷に用いられる3DCAD等のデータにおいては、mediumやsoftwareに記録された状態で取引に供される以上に、インターネットを介してウェブサイト上にデータ自体がアップロードされ、それが利用者にダウンロードされるなど、mediumやsoftwareに記録されないデータ自体が単独で流通する機会が多い。事実、樹脂製腕時計の外装など小

型で構造が単純な製品デザインは、しばしばその 3DCAD データがインターネット上にアップロードされ、違法な複製行為の温床となっている。その現状において排他的権利の対象を"any medium or software recording the design"とする本改正案は、現時点において発生しているインターネット上での 3D 印刷用データの取引にまで及ばないものであり、当該行為を効果的に防止するため、それらに記録されない"data"を対象に加えることが望まれる。

加えて、インターネット上にデータが一度アップロードされると、仮に当該データを削除した場合においても、当該データをダウンロードした第三者によって別のウェブサイトへ転載されることが多く、インターネット上から完全にデータを排除することは困難となる。そのため 3D 印刷技術を用いた違法な複製行為を効果的に防止するためには、実際に複製行為または譲渡行為等が発生する前の段階で対応することが望ましい。その点において、本改正案は"downloading, copying and sharing or distributing to others"など、実際に複製行為または譲渡行為等が発生する場合のみを排他的権利の対象としており、インターネット上にアップロードされ何人にもダウンロードされていない段階を実施行為の対象に含めないものである。また"creating"についても、第三者による転載を排除できるものではない。よって、当該段階における違法な複製行為を防止するため、実施行為として"make available for transmission"を対象に含めることが望まれる。

• Article 20a (第 20a 条 修理条項)

要望事項： 削除要望

要望理由： スペアパーツであっても、デザイン性、機能性を満たせるよう意匠創作しているため、他物品分野の部品同様にその知財権も保護されるべきである。

自動車分野では、スペアパーツ提供において、デザイン開発費をかけて開発し、品質が維持できるよう多くの労力と費用を掛けて在庫管理して提供しているが、スペアパーツの意匠権の効力が除外される場合、品質管理されない可能性のあるスペアパーツの流通が増えることが懸念される。このように品質管理されないスペアパーツの流通は、環境面と安全面の二つの問題に繋がると考える。環境面の問題としては、品質管理されず耐久性が低い可能性のあるスペアパーツに交換された場合に、再交換の機会が増え、結果的に CO2 排出量増加に繋がりと、欧州グリーン・ディールの方向性とは逆方向の結果を招く。安全面の問題としては、安全性の試験や耐久テストを実施されていない可能性があるスペアパーツが広く流通され、欧州の消費者の安全性が損なわれる。自動車メーカーとしては、環境面と安全面に優れたスペアパーツを利用して頂き製品を長く利用して頂くことで CO2 排出量低減に繋がるとともに、消費者の安全性を確保していきたい。

また、製品の出所を通知するとしても純正部品ではないことを通知するわけではないためデザイン性の誤認混同が引き続き起こる可能性が否定できない。そもそも、デザイン保護をする権利についての話であるのに、出所表示するか否かで 20a-2 が適用されるか否かが変化するの、デザイン保護の観点からすると意味のないことである。

さらに、各部品は全てデザインには自由度がありデザイン開発費をかけているためデザインは保護されるべきと考える。

加えて、電気製品分野においても、仮に電気バリカンの替え刃や電動歯ブラシの交換ブラシ、ドライヤーや掃除機のノズルといったものについてまで修理条項が適用されるとす

ると、使い勝手を左右する部分について、商品販売戦略上の差別化ポイントとして多くの投資をして開発したにもかかわらず、それが第三者にそのまま使われてしまうことになり、「技術革新並びに新製品の開発及びそれに係る生産投資を奨励する」とする法目的に適わないものとなる。こうした取り換え部品は、本体への接続部を除き、形状は自由に創作できるものであり、意匠保護をしたとしても、域内での競争や技術革新を阻むものではない。また、意匠保護をすることで、品質が劣る模倣品から消費者を守ることにもつながる。従って、スペアパーツ条項は廃止すべきと考える。

• **Article 37 (第 37 条 複合出願)**

要望事項： 改正を歓迎

要望理由： 複数出願におけるクラスの単一性要件が廃止されることは、出願人にとってより一層のコストメリットにつながる。その点において、本条項の改正は我々にとって歓迎すべきものである。

欧州意匠指令

- **Article 3-3 and 3-4 (第3条 保護要件)**

要望事項：削除要望

要望理由：欧州意匠規則の Article 4-2 and 4-3 に同じ。

- **Article 16 -2(d) (第16条 意匠権により付与される権利)**

要望事項：修正要望

- "medium or software" ⇒ "medium, software, or data"

- "creating, downloading, copying and sharing or distributing to others"

- ⇒ "creating, downloading, copying, sharing or distributing to others, and making available for transmission"

要望理由：欧州意匠規則の Article 19-2(d) に同じ。

- **Article 19 (第19条 修理条項)**

要望事項：削除要望

要望理由：欧州意匠規則の Article 20a に同じ。

- **Article 27 (第27条 複合出願)**

要望事項：改正を歓迎

要望理由：欧州意匠規則の Article 37 に同じ。